

四季が丘自主防災会規程

(目的)

第1条 四季が丘自主防災会（以下、「防災会」という。）は、四季が丘自治連合会（以下「連合会」という。）の事業方針に基づき、住民相互扶助の精神による自主的な防災活動により、火災、地震、風水害等の災害による被害の防止及び軽減を図るとともに、各町内会の自主防災組織間の連携を高め、地域の防災体制の充実強化に寄与することを目的とする。

(事業)

第2条 防災会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害予防に資するための地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 災害等の発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、避難、救出・救護、給食・給水等応急対策に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備等に関すること。
- (6) 他組織等との連携に関すること。
- (7) その他防災会の目的を達成するために必要な事項

(構成員)

第3条 防災会に次の構成員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 理事 11名
- (4) 自主防災委員 22名程度
- (5) 専門委員 若干名
- (6) 会計 1名
- (7) 事務局長 1名

(構成員の選任)

第4条 構成員の選任は次の各号によるものとする。

- (1) 会長は、連合会会長をもって当てる。
- (2) 副会長は、連合会自主防災会担当副会長をもって当てる。
- (3) 理事は各町内会長を、自主防災委員は各町内会から選出された自主防災委員をもって当てる。
- (4) 専門委員は、消防吏員、消防団員のOB、防災士等をもって当て、会長が指名する。
- (5) 会計は、自主防災委員の中から互選する。
- (6) 事務局長は、連合会事務局長をもって当てる。

2 専門委員の任期は5年、その他の者は2年とし、再任は妨げない。

(構成員の任務)

第5条 会長は防災会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。
- 3 理事及び自主防災委員は、町内会を代表し、事業執行の調整と推進を図る。
- 4 専門委員は、アドバイザーとして防災会及び各町内会の住民に対する啓発活動や防災活動の専門分野を支援する。
- 5 会計は、防災会の会計事務を行う。
- 6 事務局長は、防災会の事業執行の調整を行う。

(会議)

第6条 防災会に防災会議と幹事会を置く。

(防災会議)

第7条 防災会議は、第3条の構成員で構成する。

- 2 防災会議は、毎年1回開催する。ただし、特に必要のある場合は、臨時に開催することができる。
- 3 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 4 防災会議は、次の事項を審議する。
 - (1) 規程の改正に関すること。
 - (2) 活動計画に関すること。
 - (3) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (4) その他防災会議が特に必要と認めたこと。
- 5 防災会議は、その付議事項の一部を幹事会に委任することができる。

(幹事会)

第8条 幹事会は、会長、副会長、自主防災委員及び専門委員をもって構成する。

- 2 幹事会は、会長が招集し、その議長となる。
- 3 幹事会は、次の事項を審議する。
 - (1) 防災会議に提出すべきこと。
 - (2) 防災会議で委任されたこと。
 - (3) 活動計画に基づく活動内容の検討及び実施に関すること。
 - (4) その他幹事会で特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第9条 防災会は、災害による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

- 2 防災計画は、次の事項について定める。
 - (1) 災害発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - (2) 防災知識の普及に関すること。
 - (3) 災害危険の把握に関すること。

- (4) 防災訓練の実施に関する事。
- (5) 災害発生時における情報の収集・伝達及び出火防止・初期消火、救出・救護、避難、給食・給水、避難行動要支援者対策、避難所の管理・運営及び他組織との連携に関する事。
- (6) 防災資機材等の整備・備蓄に関する事。
- (7) その他必要な事項

(経費)

第10条 防災会の運営に必要な経費は、連合会の予算をもって充てる。

(本規程に定めのない事項)

第11条 本規程に定めのない事項で、防災会の運営に必要な事項は、会長が防災会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

本規程は、令和7年4月27日から施行する。